一般社団法人福島県薬剤師会　無菌調剤室共同利用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、一般社団法人福島県薬剤師会（以下「本会」という。）の会員その他の薬剤師が、本会会営薬局（以下「ほうらい薬局」という。）の無菌調剤室（以下「本施設」という。）を利用して、中心静脈栄養法にかかる医薬品、その他医薬品の調製を行う場合の手続、利用方法等を定め、もって在宅医療の推進に寄与することを目的とする。

（利用の条件）

第２条　本施設を共同利用できるのは､本会と第３条に定める契約を締結した薬局に在籍する第６条に定める薬剤師が､ほうらい薬局管理者の監督のもと無菌調剤処理を行う場合とする。

（契約の締結）

第３条　利用契約は、本会と本施設利用薬局の開設者との間で別紙１の書式により締結する。

２　利用契約を締結しようとする薬局の開設者は、当該薬局の薬剤師が行う無菌調剤処理の適正な管理を確保するため、事前に本会の協力を得て、指針（別紙２）を策定しなければならない。

３　利用契約を締結しようとする薬局の開設者は、無菌調剤処理を行う薬剤師に対し、事前に本会の協力を得て、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

４　契約締結後、本施設利用薬局の開設者は、本施設を利用した無菌調剤処理において事故等が発生した場合、別紙３の手順書に従いすみやかに本会に報告しなければならない。

（契約の要件）

第４条　本会と利用契約を締結しようとする本施設利用薬局は、次の各号を遵守しなければならない。

⑴　本会の秩序又は、規律を乱さないこと

⑵　本会の目的に反する行為をしないこと

⑶　保健衛生上支障を生ずる恐れがないよう無菌調剤処理及び施設利用を行うこと

（契約の取消）

第５条　次の各号に該当するときは、契約を取り消すことができる。

⑴　第４条の要件に反したとき

⑵　本施設利用薬局の管理運営に支障があると認められたとき

⑶　前各号に掲げるもののほか、本会会長が適当でないと認めたとき

（利用者）

第６条　本施設を利用できる薬剤師は、無菌調剤室共同利用に関する研修（別紙４）を修了した者であって、本会の無菌調剤施設利用予定者名簿（別紙５）に登録された者とする。

（利用の手続）

第７条　利用者は本施設を利用するに当たり、原則として利用日前日（日祝祭日の場合はその前日）の正午までに無菌調剤室利用計画書（別紙６）を本会に提出し承認を受けるものとする。

（施設使用の手順）

第８条　利用者が本施設を利用するに当たっては、無菌調剤施設標準作業手順書（別紙７）に従わなければならない。

２　その他、本施設の管理上必要な事項については、本施設管理者の指示に従わなければならない。

（利用記録等）

第９条　利用者は本施設使用後、無菌調剤記録（別紙８）を作成しなければならない。

２　本施設管理者は無菌調剤記録（別紙８）の写しをほうらい薬局内に３年間保管しなければならない。

（利用料）

第10条　本施設の利用にあたり、本施設利用薬局の開設者は利用料等（別紙９）を支払わなければならない。

（付則）

この規程は、平成 31 年４月 1 日より適用するものとする。